明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三二九）　二
○旅館業法施行令等の一部を改正する政令（三三〇）　二
〔省　令〕
○旅館業法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一四〇）　三
〔告　示〕
○除籍の一部が滅失した件（法務二八〇）　五
○日本国に帰化を許可する件（同二八一）　五
○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書Ａの改正に関する件（外務四〇三）　六
○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書Ａ及び附属書Ｂの改正に関する件（同四〇四）　六
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（厚生労働三〇五）　七
○出願公表後に品種登録出願を取り下げた件（農林水産一五六五）　八
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（同一五六六）　八
○中小企業信用保険法第二条第五項第二号の事業活動の制限を指定し、事由を定める件（経済産業一三九）　八
○道路に関する件（関東地方整備局二二〇、二二一）　八
○道路に関する件（四国地方整備局九三）　八
○都市計画に関する件（九州地方整備局一四一）　八
〔国会事項〕　九
〔人事異動〕　九
内閣　最高裁判所　九
〔官庁報告〕　九
労　働　九
最低賃金の改正決定に関する公示（青森労働局最低賃金公示三・四、宮城同四、富山同二、鳥取同二、島根同六、岡山同二・三、熊本同二・三、大分同三）　九
国家試験　一〇
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　一〇
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一〇
〔公　告〕
諸事項　一〇
官庁　二七
財団、製造たばこ小売定価関係　二七
裁判所　二七
相続、失踪、除権決定、破産、再生、所有者不明関係　二七
会社その他　二七

本号で公布された法令のあらまし

◇生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令三二九号）（厚生労働省）

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五二号）の施行期日は、令和五年一二月一三日とすることとした。

◇旅館業法施行令等の一部を改正する政令（政令第三三〇号）（厚生労働省）

一　旅館業法施行令の一部改正関係

1　旅館業法第四条の二第一項第一号の政令で定める者は、次に掲げる者とすることとした。（第四条関係）

㈠　特定感染症の症状を呈している者

㈡　特定感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者（㈠に掲げる者を除く。）

2　旅館業法第四条の二第一項第一号ロの政令で定める協力は、次のとおりとすることとした。（第五条関係）

㈠　旅館業の施設においてみだりに客室その他の営業者の指定する場所から出ないこと。

㈡　体温その他の健康状態その他厚生労働省令で定める事項の確認の求めに応じること。

㈢　㈠及び㈡に掲げるもののほか、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第一六条第一項その他の感染症法の規定に基づいて厚生労働大臣が特定感染症の予防若しくはそのまん延の防止に必要なものとして公表した内容又は特定感染症に係る新型インフルエンザ等対策特別措置法第一八条第一項に規定する基本的対処方針において同法第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置として定められた内容（3の㈡において「特定感染症に係る公表又は基本的対処方針の内容」という。）に即して、旅館業法第四条の二第一項第一号ロの協力として同法第五条の二第一項に規定する指針で定めるもの